

ご入会ありがとうございます。

会則 フィットネス会員会則

[定義]

第1条 本会則によって定められる条項は「疾病予防のための有酸素運動施設メディカルフィットネスフィオーレ（以下当施設）」に適用されるものとする。
尚、当施設は社会医療法人同心会に付帯する医療法第42条施設である。

[目的]

第2条 当施設は本会則に則り、当施設の会員が施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進・疾病予防及び会員相互の親睦並びにフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

[管理運営]

第3条 当施設のすべては、宮崎県宮崎市池内町数太木1749-1「社会医療法人同心会」が経営し、管理運営にあたる事務所を当施設内におく。

[会員制度]

第4条 1. 当施設は会員制とする。
2. 当施設に入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を社会医療法人同心会と相互に締結しなければならない。
3. 会員の当施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。
4. 会員は、当施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

[入会資格]

第5条 1. 高校生の年齢以上、又は、特別コースに定められた資格に該当する者で、当施設の会員に従う者。
2. 当施設所有の誓約書提出により当施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに社会医療法人同心会へ申告した者。法人会員においてはその責任において、当施設の利用者の健康チェックを行い当施設の利用に堪え得ると認めた者。

[会員資格]

第6条 第4条第2項の契約が完了し、規定の料金の納入により、会員資格を取得したものとする。

[未成年者の取扱い]

第7条 未成年者が会員になろうとする時は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

[入会手続き]

第8条 入会しようとする者は、所定の申込書により入会申込を行い社会医療法人同心会の承認を得た上、会員区分に従って所定の費用等を社会医療法人同心会に払い込み、入会手続きが完了する。

[会員資格譲渡]

第9条 当施設の会員資格は他に譲渡できない。

[諸会費]

第10条 1. 会員区分に従う諸会費は別に定める。
2. 会員は別に定める諸会費納入期日までに、それぞれの諸会費を払い込みなければならない。
3. 一旦納入した諸会費は、これを返還しない。

[会員同伴ビジター・ビジター]

第11条 1. 当施設のプログラムの一部においては会員の同伴により会員以外の者（以下同伴ビジターという）に、当施設を利用させることができる。また、会員と同伴でなくとも同様である。（以下ビジターという）。
2. 同伴ビジター・ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとする。

[諸規則の遵守]

第12条 1. 会員は当施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員は当施設利用にあたり、施設スタッフの指示に従わなければならぬ。
3. 会員は当施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
4. 第11条により、同伴ビジター・ビジターが当施設を利用する際も同様とする。

[損害賠償責任免責]

第13条 当施設利用中の会員（同伴ビジターまたはビジターとして当施設を利用中の者を含む。以下この条において同じ。）が、その責に帰すべき事由により受けた損害または他の会員に与えた損害（社会医療法人同心会の故意または過失によるものを除く。）について、社会医療法人同心会はその賠償の責を負わない。

[会員の損害賠償責任]

第14条 会員が当施設利用中、会員の責に帰する事由により当施設が受けた損害、または第三者に損害を与えた場合その会員が賠償の責に帰する。同伴ビジター・ビジターについても同様とする。

[会員資格喪失]

第15条 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、社会医療法人同心会はこれらを請求する権利を有する。
1. 会員の都合により退会を申し出、社会医療法人同心会がこれを承認した場合。
2. 第16条により除名された場合。
3. 会員本人が死亡した時。
4. 経営上やむ得ない事由により、当施設の全部を閉鎖した時。

[会員除名]

第16条 会員は次の各号に該当する場合、社会医療法人同心会はその会員を当施設から除名することができる。
1. 当施設の会則及び諸規則に違反した場合。
2. 当施設の名誉を傷つけ、秩序を乱し、当施設の会員としてふさわしくない行為をした場合。
3. 諸会費及び諸費用の支払いを怠った場合。
4. その他社会医療法人同心会が当施設の会員としてふさわしくないと認めた場合。

[施設の一時的閉鎖・一時的休業]

第17条 次の場合社会医療法人同心会は、当施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは、休業をすることができる。その場合、一週間前までにその旨を告知する。但しこれにより会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されることはない。
1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
2. 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
3. 定期休業等による場合。
4. その他重大な事由によりやむを得ない場合。
5. 当施設が企画するイベント等の開催による場合。

[利用の禁止]

第18条 次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。
1. 刺青がある者。
2. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する者。
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾患有する者。
4. 飲酒等により、正常な施設利用ができるないと社会医療法人同心会が判断した者。
5. 医師から運動を禁じられている者。
6. その他、正常な施設利用ができるないと社会医療法人同心会が判断した者。
7. 暴力団及びその関係者であると社会医療法人同心会が判断した者。
8. 妊娠の方。
9. 広告宣伝、勧誘、布教活動、寄付及び募集、飲食の提供等をする者。

[諸費用の変更]

第19条 社会医療法人同心会は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができる。この場合、社会医療法人同心会は一ヶ月前までに、全会員にこれを告知する。

[会則の改定]

第20条 社会医療法人同心会は、会則等の改定を行う事ができる。尚、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

社会医療法人 同心会